別表

単　価　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納　　期 | 単価（１時間当たり） | うち消費税額及び地方消費税額(10%) |
| ５　営　業　日　後 | 円 | 円 |
| ３　営　業　日　後 | 円 | 円 |
| ２　営　業　日　後  （　翌　々　日　） | 円 | 円 |
| １　営　業　日　後  （　翌　　　日　） | 円 | 円 |

※　消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、単価（１時間当たり）に

１１０分の１０を乗じて得た額である。

※　会議毎に３０分未満の会議の場合は、３０分として上記単価の２分の１で計算するものとし、３０分を超える場合は、以降１５分単位で算出した会議開催時間に上記単価を乗じて計算するものとする。

　　　なお、会議毎の金額に１円未満の端数が生じた場合は、請負者はその端数を切り捨てて請求するものとする。